

富田林市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(一括回答)

(1)・(2)の雇用対策につきましては、地域就労支援センターに専属のコーディネーターを配置し、就労阻害要因をもつ就労困難者等の就労相談に応じています。さらに近隣市町村・大阪府・ハローワーク・関係機関と連携による求人・求職情報フェアの開催や、若者の就労相談としてジョブカフェを開催しております。また、雇用情勢の悪化を受け離職を余儀なくされた方・正規雇用をめざす方の就労の場と生活の安定を確保するため、国の緊急雇用対策事業により雇用・就労の創出に取り組んでまいります。今後も、国・大阪府などの関係機関・地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と十分な連携をとりながら、雇用・労働と産業政策との関連付けを強め、雇用の確保と創出に積極的に取り組んでまいります。

派遣契約の停止や雇い止め等に伴い社員寮等の退去を余儀なくされた住宅喪失者または喪失する見込みの方など、厳しい経済状況のもとで解雇等に伴い居住が不安定化される方々（離職退去者）に対する市営住宅ストックを活用した対策につきましては、「ハローワークにおいて積極的に求職活動を行っているかまたは、行うことが見込まれ、職業の安定を図るため住宅確保が必要と公共職業安定所長が認める者」で、ハローワークより本市に対し要請のあった場合については、市営住宅の空家を活用した短期間（6ヶ月以内）の賃貸をいたします。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

改正最低賃金法や労働基準法などの各種労働法制について、広報誌への掲載をはじめ機会あるごとに周知・徹底を図ってまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

総合入札制度につきましては、本年度より清掃業務の一部につきまして実施いたしております。他の業種への拡大や項目の充実等につきましては、引き続き調査研究をしてまいります。また、委託契約に際しましては、労働者の適正な賃金の確保を図るため、最低賃金法等を遵守してまいります。公契約条例の制定につきましては、今後府内の動向を見ながら調査研究をしてまいります。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、「富田林市次世代育成支援行動計画」の後期において施策の具体化を図ってまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

商工会において、異業種企業の相互扶助の精神に基づき新技術・新製品の開発を進め中小企業の健全な発展を図ることを目的に組織されております異業種交流会に、ものづくりB2Bセンターや富田林市製造企業情報データベースの活用を促すとともに、今後も各種情報等の提供を積極的に行ってまいりたいと思います。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

現在、本市におきましては企業誘致のための補助金や低金利融資制度はございません。企業誘致に関する施策は行っておらず、企業誘致が雇用創出を期待できることは認識しており、今後の商工施策の検討課題と考えております。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

中小・地場企業の支援については、大阪府中小企業信用保証協会の保証による本市小規模企業融資制度を実施しています。本融資制度は、企業者の負担軽減を図るため、融資利率を大阪府の小規模資金(略称:府小規模)の融資利率のマイナス0.3%としております。これに加え、融資実行後(信用保証料一括払込後)に信用保証料補給及び約定どおり完済された方への約定利子の補給も行っております。この他、地域の実情やニーズの情報収集に努めるとともに、今後の商工施策を検討してまいりたいと考えております。

本市では、大規模工事や特殊技術を要する工事及び業務を除いて従来より地元業者に発注を行ってきており、地元業者育成の立場からも引き続き中小企業者・地元業者への発注に努めてまいります。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

下請代金支払遅延防止法及び下請中小企業振興法、下請ガイドライン等につきましては、近年の経済不況・公共工事の減少傾向のもと、下請け業者への配慮のため関係官庁等と連携をとりな

がら今後も周知徹底を図ってまいります。

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

大変厳しい財政状況のもと持続可能な行財政運営を図るために、経費削減あるいは財源確保のための取り組み内容については、その項目ごとに検討あるいは実施する目標年を設定したものを情報公開していきたいと考えています。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

多くの分野で多様化する市民ニーズに対応していくためには、行政と市民が連携・協働してサービスの提供を行っていくことが今後ますます重要になっていくものと考えており、市民や市民公益活動団体等からの意見を行政運営に反映させることができる仕組みづくりについて調査・研究してまいります。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

(回答)

大阪府から示された権限委譲候補事務については、その事務内容・事務量・専門性ととも市民サービスへの有効性などについて十分に検討し、身近な市に権限が委譲されることによって真に市民サービスの向上や地域活性化のためにならなければならないものと考えており、またその

情報提供にも努めてまいります。

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

委譲についての協議のなかでは、大阪府と市の二重行政とならないよう、または委譲を受けるためには専門性に対応できる一定の人材確保が必要になることから、財源委譲や人的支援あるいは人材育成への支援などについて府と協議してまいります。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

三位一体の改革では地方交付税が大幅に削減され、地方交付税制度の有する財源保障機能・財源調整機能が減退し、地方財政を疲弊させる要因となっています。

このようななか、国に対して、地方公共団体が自主的かつ自立的な行財政運営を行うため、地方分権改革及び税体系の改革を通じ、国と地方の役割分担を明らかにし、税源移譲の推進や地方交付税の充実確保を図り、地方が自立できる税財政制度を確立するよう要望してまいります。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

厳しい財政状況のなか、限られた財源を本市まちづくりに有効に使用するためには、実施する事業の選択と集中を行うとともに、効率的な事業実施が必要であることから、統一的なシステムによる事務事業評価を行ってまいりたいと考えています。

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

（回答）

本市の救急医療は、富田林病院が内科及び外科、P L 病院及び金剛病院が内科の救急医療機関の認定を受けており、365日24時間体制を実施しています。

夜間・休日診療については、南河内二次医療圏（6市2町1村）の幹事市として、圏内の救急告示病院に対して毎年運営費や施設設備費の補助金を交付及び平成21年度からは20～23時の準夜初期救急医療体制にも補助金交付を開始するなど、救急傷病者の医療の確保及び救急医療体制の整備を図っています。

小児科医療については、日曜・祝日・年末年始は富田林病院において午前9時から午後3時30分の受付時間で中学生までを対象に診療を行っており、夜間は、現在365日午後8時から翌朝8時まで、3市2町1村において南河内南部広域小児急病診療体制を実施しています。

産科医療については、現在休診中の富田林病院の産科の再開に向け、医師派遣を各大学の医学部などに働きかけてまいりましたが、全国的な産婦人科医師の不足のため、医師の確保には至っておらず、今後一日も早く再開できるよう病院に要請してまいります。

救急医療に携わる医師・看護師の環境整備を含む救急医療の充実のため、財政面での補助などの実効性のある措置を早急に講じられるよう、市長会を通じ国及び府に要望してまいります。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

（回答）

「富田林市介護保険事業者連絡協議会」(縄なわねっと)を引き続き支援し、研修の充実や情報の共有などを通じて介護労働者の質の向上や人材育成に取り組んでまいります。また、サービスの質を確保し介護職員の定着率向上を図るための必要な措置について、引き続き市長会を通じて国に要望してまいります。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

（回答）

現政権では、障がい者等が当たり前前に地域で暮らし地域の一員として共に生活できる社会をめ

ざし、障がい福祉サービスの利用者負担を応能負担とすることで軽減を図ることや、サービス支給決定制度の見直しなどを行い、障害者自立支援法に代わる「障がい者総合福祉法（仮称）」を制定するとしています。現段階では具体的内容が示されていないことから、本市では、今後とも国の動きについて注視するとともに、障がい者の適切かつ円滑な自立支援を実現するための必要な施策を講じるよう、大阪府と連携して、国へ要望してまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

メンタルヘルス（こころの健康）につきましては、相談窓口などの紹介や情報の提供に努めるとともに、世界自殺予防デー及び自殺予防週間には大阪府とともに駅前において街頭啓発キャンペーンを行うなど、啓発活動に取り組んでおります。

こころの健康の問題は、個人的・社会的な要因が複雑に関係していることから、関係機関とのさらなる連携を図るとともに、広報誌への啓発記事の掲載などを進めてまいります。

5 . 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てでできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

市内の子育て世帯に対して行ったニーズ調査や団体とのヒアリングを踏まえて、現在「次世代育成支援行動計画」後期分を策定中です。行動計画に基づいて子育て支援施策や保育制度の充実に努めてまいります。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないよう対策を講じること。

(回答)

平成23年度以降も小学校への警備員配置が可能となるよう、現在大阪府に対して交付金措置の延長を要望しているところです。引き続き、学校における子どもの安心・安全が確保できるよう研究してまいります。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

大阪府教育委員会と連携し、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行います。さらに、将来の夢や職業観を養うため、職業体験学習などのキャリア教育についても研究と実践を各校で進めてまいります。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

厳しい財政状況のなかではありますが、本市における就学援助・奨学金制度の維持に向け努力しているところです。また、国・府に対して、奨学金制度の充実や高校授業料の実質的な無償化に向けて要望してまいります。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

平成17年に要保護児童対策地域協議会を設置し、29団体で児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。また、平成20年4月に児童相談係を設け、体制整備に努めています。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓

発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

基本計画については、他の法令に基づき策定している計画の一部を、市町村基本計画としても良いとされているところです。本市では、平成19年3月に策定いたしました「富田林市男女共同参画計画ウィズプラン」の主要施策の一つとして女性に対するあらゆる暴力の根絶を掲げておりますことから、この内容を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」として位置付ける方向で考えています。

また、本市では、庁内関係課及び庁外関連機関によるDV対策連絡会議を設置しておりますことから、被害者支援には同連絡会議と連携して対応にあっております。DV防止法が改正された折には、広報誌において特集記事を掲載し、周知に努めました。

DVに限らず、女性の抱える悩みの相談窓口は、毎月2日間専門カウンセラーによる面接相談を実施しています。また、女性のための電話相談も月4回実施しており、多くの方にご利用いただいております。同相談の案内カードを作成し、DV対策連絡会議の庁外関係機関や市内スーパーなどに設置し、その周知を図っております。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

男女共同参画社会基本法に基づき、国の男女共同参画基本計画及び府の「おおさか男女共同参画プラン」が策定されました。以上を勘案し、本市では、「富田林市女性行動計画ウィズプラン」の後継となる「富田林市男女共同参画計画ウィズプラン」を平成19年3月に策定しました。また、国や府からの情報を広く提供するとともに、この計画の推進に向けて様々な事業に取り組んでおります。

具体的には、

- ・推進体制として、公募委員を含む男女共同参画推進懇談会を設置し、総合的な意見聴取を行うとともに、庁内においては男女共同参画推進本部を設置し、男女共同参画施策の総合的な推進を図っております。また、DV対策連絡会議を設置し、庁内関係課及び庁外関連機関と連携してDV被害者支援にあっております。
- ・啓発事業としては、毎年、講演会・演劇・分科会からなる男女共同参画フォーラムを実行委員形式で開催しています。また、地域で活躍できるリーダー育成のための男女共同参画リーダー養成講座も開催しています。啓発冊子「びびっど」を年1回発行し、男女共同参画関連特集記事を広報に掲載するとともに、職員向けのセクハラ研修を人事課と共催で行っています。さらに、男女共同参画センターの運営管理を行い、同センター登録グループの活動を支援しています。
- ・相談事業としては、女性の悩み相談(面接)及び女性のための電話相談を行っています。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

本市では、平成13年3月に「富田林市地球温暖化対策実行計画」を策定し、実行計画の期間である平成13年度から17年度の5年間、本市の事務事業から排出する温室効果ガスの削減に取り組んできました。平成18年3月に「富田林市地球温暖化対策実行計画(第2次)」を策定し、前計画の評価に基づき、引き続き本市自らが排出する温室効果ガスの削減に取り組んでおります。

また、市主催のイベント等においても地球温暖化防止の啓発・普及・推進に努めております。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

循環型社会形成のため、資源ごみの集団回収の助成を行うとともに食料廃棄物の削減のため、生ごみ処理機・ぼかし容器・ぼかし剤の補助も行っています。本年度もリサイクルフェアを開催し民間団体との協働体制をとって「3R」を広く市民に啓発する活動を予定しておりましたが、新型インフルエンザの影響により開催中止となりました。今後もあらゆる機会を捉えて、ごみの減量化・資源化推進のPRに取り組んでまいります。また、本市における平成20年度のごみのリサイクル率は19.37%でしたが、市民の方々ご協力のもと、引き続き一層の向上をめざしてまいります。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

本市における災害時の食糧備蓄体制につきましては、非常食のアルファ化米をはじめ高齢者食・粉ミルク・哺乳瓶などを備蓄し、その経年による入れ替えに努めています。また、資機材や

トイレなどを含め、市役所・水防倉庫・防災倉庫・高辺台小学校及び彼方小学校の余裕教室を利用した備蓄倉庫、さらに今年度NTT西日本が所有するNTT佐備ビルの一部を備蓄倉庫として借り受け、さらなる分散備蓄を行っております。その量につきましては大阪府が示す基準量を満たしており、備蓄場所や備蓄量の充実に向けてさらなる点検・整備を進めてまいります。

また毎年10月末に、市民の皆様の防災意識の高揚と住民相互の連携を図るため、中学校区を単位とし市の防災訓練を実施しております。引き続き市民参加型の総合的な防災訓練に取り組むとともに、今後は、さらに各々の地域の皆様の防災意識を高めるため、避難訓練を採り入れた地域密着型の防災訓練や出前講座等におきましてその内容等を工夫してまいります。

災害発生時の避難場所は、まず市民の皆様の身の安全確保また家屋の倒壊等による一時避難の場所として、その周知に努めております。誘導標識につきましては市内59ヶ所に避難誘導看板を設置しており、既設誘導看板の老朽化等による建て替え時にはより分かりやすくするため地図入りに変更するなど、計画的に行っております。また、50戸以上の住宅大規模開発を行う場合、開発者に対して市標準仕様誘導看板の設置を義務付けしており、今後新たな設置場所等も検討してまいります。

緊急医療体制の整備は、「地域防災計画」に基づき、医療救護活動に関する体制の確立・業務内容を富田林医師会との間にて協定を締結させていただいておりますが、災害発生時に十分機能するよう情報伝達訓練等を行い、万全の体制が取れるよう努めてまいります。

また本市では、市民の皆様に対して、洪水・土砂災害に対応したハザードマップを作成し、平成18年3月に全戸配布をしました。この他、広報紙や市民のてびき・ホームページ等により災害時の避難方法、避難所・避難地の啓発等を行っています。また、ハザードマップに明記しております、人家に影響を及ぼす恐れのある土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所）に対して、MCA同報系防災無線システムの整備を行っております。さらには、市民の皆様の身の安全を第一に考え、土砂災害・浸水被害が起こる前に避難していただくために「富田林市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成を進めています。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

文部科学省が公表している公立学校施設の耐震改修状況調査の結果におきまして、平成21年4月1日現在、小中学校の耐震化率は67.0%です。

本市の耐震化率については、小学校66.3%・中学校67.4%であり、全国平均とほぼ同水準となっております。児童・生徒の学習・生活の場であり豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義をもつ学校施設は、災害時には地域の人々の指定避難所としても重要な役割を果たすことから、その耐震化につきましては、国の安全・安心な学校づくり交付金制度を有効的に活用しながら、耐震化完了をめざして計画的に施設整備を進めてまいります。

本市における耐震診断補助制度は平成10年度より発足し、当初の補助額の限度額は25,000円/

棟、平成19年度以降は45,000円/戸に改善し、また、木造住宅耐震改修補助制度は平成20年5月より発足し、補助額の限度額は600,000円/戸です。

市民に対する周知につきましては、広報への掲載（年4～5回程度）、本市ウェブサイトでの周知、富田林ふれあいまつりや防災訓練等市民の集まるイベントでの広報活動、大阪府の制度を活用した町会等への出前講座や出張相談会・受付会や個人相談会などを実施しております。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

本市内の犯罪発生状況は、件数は減少傾向にありますが、空き巣・忍び込みなどの住宅対象侵入窃盗やひったくり・車上狙い等の街頭犯罪は依然として高い水準で推移しています。また、登下校時の子どもへの声かけ等の事案も発生しており、地域で見守る活動が重要であると認識しております。

本市としましては、市内各地区から選出されております約190名の防犯委員による富田林市防犯委員会を中心として防犯活動を展開しており、富田林警察署・大阪府安全なまちづくり推進課等と連携し、「地域安全運動」として年2回市内主要駅での街頭広報をはじめ、「地域児童の安全確保活動」として登校時に市内各小学校での安全確保の見守りや、市民ふれあいまつりでは地域防犯の活性化などの啓発活動を行っております。また、町会・自治会・小学校等の団体が防犯に関する講習を希望される場合、富田林警察署員を講師として防犯教室も実施しており、市職員による青色防犯パトロールカーでの児童の下校時間に合わせた巡回パトロールも毎日行っております。その他、地域で自主的に青色防犯パトロール活動を実践する団体の活動事業費の一部補助や、地域で管理いただいている防犯灯に対する設置及び電気代等の維持管理費への補助など、防犯対策に取り組んでおります。今後も、予期せぬ犯罪を未然に防ぐ対策として、警察その他の機関と連携を図りながら、新たな対策を検討してまいりたいと考えております。

また、現在子ども安全見守り活動が小学校区で行われており、今後も登下校時の子どもを地域で見守る活動をいたします。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス

網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

バリアフリー新法に基づき、平成19年3月に「富田林市交通等バリアフリー基本構想」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、誰もが安全・安心に移動でき人にやさしいまちづくりをめざしています。また、開発行為や建築行為に対しても、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「富田林市開発指導要綱」の指導を引き続き行っていきます。駅舎につきましては、近鉄滝谷不動駅と富田林西口駅についてはバリアフリー化設備整備を完了し、今後、南海滝谷駅・近鉄喜志駅・富田林駅についてバリアフリー化整備を予定しております。

本市における道路交通網の改善と公共交通網整備につきましては、ともに近年の経済状況と本市が直面しております財政危機を鑑みますと非常に困難であると思われませんが、大阪府等の関係機関と連携のうえ検討してまいります。

公共交通網整備につきましては、平成20年12月に市民代表や学識経験者等により組織された「富田林市交通施策検討委員会」を設立し、本市における将来の交通施策のあり方について検討を進めていただいておりますので、その進捗状況を見極めながら関係機関との協力のもとハード・ソフト両面について進めてまいりたいと存じます。

また、公共交通機関の利用促進PR活動につきましては、市民向けに広報誌やウェブサイトでの啓発を行い、本年11月には大阪府主催で実施される「OSAKAバスエコキャンペーン」の趣旨に賛同のうえ、本市のコミュニティバスであるレインボーバスを参画させ、イベントキャンペーンとして公営施設への割引入場サービスの提供や「レインボーバス・寺内町スタンプラリー」の実施などを通じて、一人でも多くの市民に公共交通機関をご利用いただけるよう、地球環境保護と地域公共交通の活性化の観点から公共交通利用促進PR活動に取り組んだところです。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

本市では法整備の早期実現に向けて府内の自治体とともに国への要請行動等を実施しているところですが、今後も、国の動向を注視するとともに府内の市町村と連携しながら、人権侵害救済システム確立や実効性のある法律の制定を国に働きかけてまいりたいと考えております。また、人権啓発活動については、市の広報誌や人権啓発冊子への掲載、人権を考える市民の集い等、機会あるごとに実施していますが、今後も広く市民の理解を得られるよう引き続き努めてまいります。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

毎年8月に開催しています「平和を考える戦争展」は、平和の大切さや核兵器の悲惨さを訴える事業として開催しております。また市民の代表者による広島平和記念式典への親子での参加事業や市民による核兵器廃絶平和大行進へのメッセージの提供等、様々な事業に市民の参画を得ながら取り組んでおります。

今後とも、平和の大切さを訴え、そして戦争の悲惨さを風化させず後世に伝えるための幅広い活動に取り組んでまいります。